

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>花き需要の低迷が続く中、コロナ前には60億円以上あった県内の花き生産額が、令和6年には約45億円と低迷している。需要の低迷が、生産の低迷につながっていることから、需要回復に向け、特に花きの消費額が小さい若者を中心に、県民が恒常的に花き情報に触れる機会を創出し、暮らしの中に花のある生活を提案することが必要である。</p> <p>本業務は、若い世代を中心に、県民等に対して、SNSやWEBを活用して、ぎふの花の魅力や花と緑の効果・効用に関する情報を発信することで、花きの需要拡大を図るものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>事業を実施するためには、SNSの特性を熟知し、若い世代に刺さるコンテンツの企画、制作等について専門的な知識を有し、かつ確実に運用することができる企画力、実施能力等を有する民間事業者へ委託して実施する必要がある。</p> <p>このため、契約者選定にあたっては、単なる競争入札による価格競争で相手先を決めるのは適当でなく、SNS等の企画・運用等に係る能力と実績のある事業者を選定する必要があることから、プロポーザル方式により提案される企画等を比較・検討の上、契約者を決定することが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>契約しようとする株式会社トイ・ファームは、令和8年3月26日に開催したSNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託プロポーザル評価会議において、企画応募書を評価した結果、最優秀提案者として選定されたものである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。